

# 受動喫煙対策事業

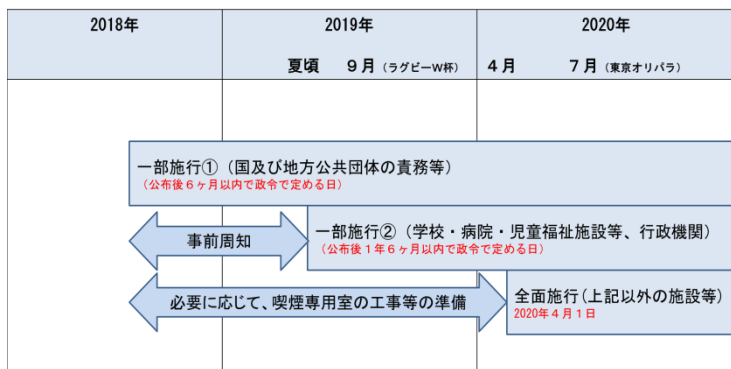
## 【根拠法令】

平成30年7月25日に公布された「健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)」

## 【国及び地方公共団体の責務(第25条)】

望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

## 【施行スケジュール】



2020年4月の全面施行までに施設の類型に応じた準備を行う。

## 【対象となる施設】

多数の者が利用する施設。施設の類型に応じて対策が異なる。

A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)
飲食店	

加熱式たばこ・既存特定飲食提供施設については経過措置あり

## 【平成31年度の取り組み内容】

2020年4月の完全実施までに必要な準備を進める必要があるため、下記の取り組みを行う。

- ・喫煙や受動喫煙による健康影響、受動喫煙の防止等について普及啓発を行う。
- ・法改正に伴い、多数の者が利用する施設を管理する者に対して周知するなど、2020年4月の完全施行に向けた準備を行う。
- ・完全禁煙を実施しているお店の取り組みを紹介する等、お店の自主的な受動喫煙対策を推奨する。
- ・望まない受動喫煙や施設における受動喫煙対策などに対応する相談窓口を開設する。
- ・経過措置の適用を受ける飲食店等への周知啓発と実態を把握するための調査を行う。